

② 施設長等の専門性の確保

社会的養護の各施設においては、虐待を受けた経験や発達障害等を有する児童の入所傾向が増加傾向にあるなど、施設を取り巻く状況が変化してきている。このような状況を踏まえ、社会的養護に従事する者の専門性を確保するため、社会的養護専門委員会の報告書においても、社会的養護に関する資格のあり方や、施設長、施設職員の任用要件の明確化、基幹的職員の養成など国及び都道府県における研修体制の拡充について提言されている。

特に児童自立支援施設は、非行等の問題を有する子どもへの自立支援を積極的に担っていることから、都道府県等においても施設機能の充実・強化等に努めていただきたい。

なお、国立武蔵野学院においては、職員の専門性を高め、資質の向上を図るため、児童自立支援施設職員等に対する各種の研修を実施しているので、管内の施設に対して積極的に研修に参加するよう、指導をお願いするとともに、児童相談所一時保護所職員研修や里親対応関係機関職員研修など、児童相談所の職員に対する研修も国立武蔵野学院において実施していることから、これらについても積極的な活用をお願いしたい。(別冊資料11)

2. 児童養護施設等の整備について

昨年11月の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書の中に、社会的養護体制の計画的整備として「都道府県において社会的養護体制の整備やその質の向上のための計画を作成し、これを公表する。」こととされており、国においても、「具体的な社会的養護の必要提供量の算定方法の考え方」を示した「計画的な整備や質の向上を図るための基本指針を作成する必要がある。」とされている。

このため、社会的養護の提供体制に関し、その提供量を見込む際に勘案する事項など、適切な整備量を確保するために必要な事項等をお示しすることを含め都道府県における社会的養護の提供体制の計画的な整備に資する施策について検討している。

児童福祉施設等の施設整備については、「児童福祉施設最低基準」、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」、「婦人相談所設置要綱」（昭和38年3月19日厚生省発社35号）の設備基準により行われているところであるが、これを遵守することのみならず、次世代育成支援対策施設整備交付金（以下「交付金」という。）に係る整備計画策定にあたっては、入所者の居住環境に十分配慮した施設整備をお願いする。

特に、入所者の居室については「児童福祉施設最低基準」等で一室の定員及び一人当たりの面積が定められているが、創設や増改築に当たっては、中・高校生等の思春期児童やその他の入所者のプライバシー等に十分配慮し、個室化を積極的に進めていただきたい。

また、平成16年12月に策定した「子ども・子育て応援プラン」において、平成21年度までに児童養護施設等のケア形態の小規模化を計画的に推進することとしているので、「地域小規模児童養護施設」、「小規模グループケア」の積極的な整備の推進に努めるとともに、併せて交付金において加算対象となっている「心理療法室」、「親子生活訓練室」、

「乳児を受け入れるためのほふく室」の整備など、交付金制度を積極的に活用し、入所児童等に対するケア体制の充実に努めていただきたい。

3. 総合的な母子家庭等自立支援策の展開について

(1) 児童扶養手当について

ア 児童扶養手当の手当額について

児童扶養手当の手当額については、児童扶養手当の額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法律に基づき、物価が上昇した場合には据え置き、物価が下落した場合には引き下げることとされている。

現在の手当額は、物価スライド規定どおりに計算した額に比べ1.4%かさ上げされているところであり、平成19年の消費者物価指数の伸び率は前年比0%であるため、平成20年度における手当額は据え置きとされる予定である。

手当額

	(平成19年度)	(平成20年度案)
全部支給 (月額)	41,720 円	→ 据え置き
一部支給 (月額)	41,710 円	→ 据え置き
	～ 9,850 円	

イ 児童扶養手当の一部支給停止について

平成20年4月実施予定の児童扶養手当の受給開始から5年を経過した場合等における一部支給停止措置については、昨年11月の与党プロジェクトチームの取りまとめを踏まえ、受給資格者やその子ども等の障害・疾病等により就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者についてのみ児童扶養手当の支給額の2分の1を支給停止することとし、それ以外の者については一部支給停止を行わないこととしている。

この措置については、平成20年3月においてすでに受給から5年を経過する等の要件に該当する受給資格者に加え、平成20年4月以降順次、当該要件に該当することとなる受給資格者が発生することとなる。

各自治体においては、当該受給資格者に対し必要な手続き等に関する事前通知や、提出書類の審査等、一部支給停止に係る所要の事務が生じることとなることから、これらの事務の実施について遺漏なきよう願いたい。(別冊資料1)

なお、支給停止の額及び一部支給停止措置が適用されない事由を定めた政令及び具体的な手続き等を定めた省令は、2月8日に公布、施行されたところである。(別冊資料2、3、4)

(2) 母子家庭の母の就業支援策の充実・強化について

母子家庭等自立支援対策については、平成14年に母子及び寡婦福祉法等が改正され、自立・就業に主眼を置いて、①子育て・生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開しているところであり、その事業実績も着実に積み重ねられているところである。

昨年10月に公表した平成18年度全国母子世帯等調査の結果によると、景気の動向や就業支援施策の実施等により、母子世帯の就業状況や就労収入等は平成15年度の前回調査に比べ、一定の改善が見られるが、雇用環境等の影響もあり、平均年間収入はなお低い水準にあり、低所得世帯が多くを占める状況に大きな変化は見られなかったところである。

こうした中、就業支援については、児童扶養手当に関する与党プロジェクトチームにおいて、一層の拡充・強化を図るべきとされたこと等も踏まえ、母子家庭の母にとってより使いやすいものとなるような工夫も含め、その拡充を図ることとしているところである。母子家庭の母の安定的な就業に結びつくよう、きめ細かな自立支援策の推進をお願いする。

(参考) 平成20年度予算案における就業支援施策

①母子家庭等就業・自立支援事業

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（拡充）

(2) 一般市等就業・自立支援事業（創設）

②母子自立支援給付金事業

(1) 高等技能訓練促進費（拡充）

(2) 自立支援教育訓練給付金

(3) 常用雇用転換奨励金（一定の経過措置を設けつつ、19年度限りで廃止）

③母子自立支援プログラム策定等事業

(1) 母子自立支援プログラム策定事業

(2) 就職準備支援コース事業

ア 母子家庭等就業・自立支援事業について

平成20年度において、新たに一般市等就業・自立支援事業を創設する。都道府県においては、指定都市及び中核市を除く市及び福祉事務所設置町村に就業支援への取り組み意識を持っていただき、身近な地域で就業支援を実施していただけるよう、その実施体制の整備について周知されたい。

なお、今般、従来の母子家庭等就業・自立支援センター（以下「センター」という。）事業と一般市等就業・自立支援事業を総称して母子家庭等就業・自立支援事業と呼ぶこととしたので留意されたい。

（別冊資料5）

① センター事業の実施について

センター事業については、全国的にサービスの提供体制が整ったところであり、今後は別冊資料の各地の好事例を参考としつつ、就職、資格取得、常用雇用への転換等の成果の上がる取り組みを行わみたい。

また、実施に当たっては、(1)平日夜間・土日祝日における相談窓口の開設、(2)職業紹介の許可の取得、(3)ホームページの開設、(4)女性相談員の設置等、母子家庭の母等の生活実態に即したサービスの提供が可能となるよう、きめ細かな支援体制を整備されたい。

② 一般市等就業・自立支援事業の創設について

本事業はセンター事業と同種の事業を一般市及び福祉事務所設置町村において実施可能とするものであるが、より多くの一般市等で事業化が図られるよう配慮されたい。

指定都市、中核市においても、効率的・効果的な実施が見込める場合には、近隣の一般市等との共同実施を検討する等、御協力をお願いしたい。

イ 母子自立支援プログラム策定等事業の実施について

本事業については、母子家庭の実情に対応した個別支援を行う上で極めて有効な事業であり、平成18年度から全国展開しているところであるが、今回の児童扶養手当の一部支給停止措置に関する事務の一環として行われる自治体窓口における就業等に向けた指導においても積極的な活用を図られたい。

事業未実施の自治体におかれては早急に事業をスタートするとともに、既に事業を実施している自治体においても、プログラム策定に当たっては、ハローワークに個人情報を提供することについて本人の同意を得た上で策定する等、支援要請が円滑に進むような工夫を図られたい。

また、平成20年度において就職準備支援コース事業を創設する予定としているが、本事業についても積極的に実施されたい。

(別冊資料6)

ウ 母子自立支援給付金事業の実施について

① 高等技能訓練促進事業について

本事業については、平成20年度入学者から生活支援のための手当を修業支援手当と名称変更し、かつ市町村民税課税世帯と非課税世帯で支給額に差を設けるとともに、入学支援修了一時金を創設することとしているが（別冊資料7）、平成19年度までの入学者については従前通りの取り扱いとするので、今回の改正の内容の周知・広報について、別冊追加資料のとおり、適切に行われたい。

また、事前相談を適切に実施することにより、看護師等経済的な自立が見込まれる職種への就業が確かなものとなるよう、配慮されたい。

② 自立支援教育訓練給付金について

本事業については、実施自治体数の増加等に伴い、その支給件数も増加傾向にあるが、その伸び率は鈍化しているところであり、各自治体においては、ホームヘルパーなど本事業の活用が見込める職種を希望する母子家庭の母や教育訓練機関への情報提供について、御協力をお願いする。

③ 常用雇用転換奨励金について

本事業については、一定の経過措置を設けつつ、平成19年度限りで廃止することとしている。なお、有期契約労働者の雇用管理の改善のための施策として、中小企業事業主が有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合等に、都道府県労働局において奨励金を支給する制度（中小企業雇用安定化奨励金（仮称））が平成20年度から新たに創設される予定であり、この奨励金は母子家庭の母の正社員転換促進にも資するものである。

エ 福祉から雇用へ5か年計画の策定について

平成19年2月からスタートした成長力底上げ戦略（基本構想）において、母子家庭の就労移行に関する5年後の具体的な目標の設定等を行うこととされ、厚生労働省は昨年12月「福祉から雇用へ」推進5か年計画を取りまとめたところである。（別冊資料8）

本計画の目標期間は、平成19年度を初年度とする23年度までの5年間となっており、以下に掲げる目標の達成に向け、各自治体においても成果の上がる取組みをお願いする。

① 母子家庭等就業・自立支援センター事業

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業を実施する自治体の割合を、平成19年度には100%に引き上げ、その後も維持する。

(2) 児童扶養手当受給者数に対する就業相談の延べ件数の割合を、平成23年度には、10%以上とする。（平成17年度4.96%）

② 母子自立支援プログラム策定事業等

(1) 母子家庭自立支援給付金事業及び母子自立支援プログラム策定事業を実施する自治体の割合を、平成21年度までに、100%に引き上げ、その後も維持する。

(2) 母子自立支援プログラムの策定件数を、平成23年度までに2万件以上とする。

(3) 平成20年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について

母子家庭の母の就業支援表彰については、母子家庭の母の就業支援の社会的機運を高めるため、母子家庭の母を相当数雇用している企業、母子福祉団体等に相当額の事業を発注している企業等を対象として、平成18年度から実施しているところであり、平成20年度においては、別冊追加資料の要綱（案）に基づき実施する予定である。

各自治体におかれでは、母子福祉団体等と連携し、企業の推薦についてよろしくお取り計らい願いたい。

(4) 養育費相談支援について

平成19年度より、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を創設したところであり、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているので、積極的にご活用いただきたい。

あわせて、養育費の取得率の向上を図るため、母子家庭等就業・自立支援センターに、平成19年10月より、養育費専門の相談員を配置することとしているが、未だに配置されていない自治体におかれでは早急に配置していただきたい。当該相談員の選任に当たっては、養育費や離婚問題等に詳しい家庭裁判所の調査官OB等の活用を検討するほか、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等と兼務させることも差し支えないこととしている。

また、先般、養育費相談支援センターより、養育費の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレット（別冊資料9）を各都道府県・市町村に約10万部送付したところであるので、離婚届を手交する戸籍窓口や児童扶養手当の窓口、母子家庭等就業・自立支援センター等の母子家庭等自立支援策の窓口等に配置し、あるいは手渡すことによりご活用いただきたい。

別冊追加資料に掲載の母子家庭等就業・自立支援センターにおける養育費相談に関する好事例についても、今後の事業実施にあたっての参考とされたい。

また、養育費相談支援センターでは、平成20年度においても、養育費相談支援に関する全国研修会を、平成20年9月を目途に実施する予定なので、母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や養育費の相談に従事する母子自立支援員等の積極的なご参加をお願いしたい。

(5) 母子寡婦福祉貸付金について

財務省が実施した平成17年度の予算執行調査の結果、近年償還率が低下し、各自治体の償還確保等に向けた取組状況にばらつきが見られることなどから、償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところであるので、各自治体においても、従来よりも増して償還率の向上に努めていただきたい。(別冊資料10)

4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「改正DV法」という。）が本年1月11日に施行されたところであるが、今回の改正においては、①市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画策定の努力義務、②市町村における配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）設置の努力義務、③支援センターの業務として「被害者の緊急時における安全の確保」を明記、④保護命令制度の拡充、⑤裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知等が規定されたところである。（別冊資料1）

また、改正DV法の施行と同時に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が改定されたところである。

（1）婦人相談所等における体制強化について

平成18年度における婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者の相談件数・割合ともに増加しており、22,315人（前年度21,125人）、29.6%（前年度28.9%）となっている。（別冊資料2）

このような状況を踏まえ、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）に対する対策として、休日・夜間電話相談事業、婦人相談所職員等への専門研修、同伴児童に対する対応等を行う指導員の配置、夜間警備体制の強化等様々な事業を実施し、DV被害者等の相談、保護、支援体制の充実、強化を図ってきたところである。

なお、平成20年度予算案では、次のとおり婦人相談所におけるDV被害者に対する一時保護委託費の充実や婦人保護施設における退所者支援の充実を図り、DV被害者等の相談、保護、支援等を一層充実することとしている。

ア 婦人相談所におけるDV被害者に対する一時保護委託費の充実

今回の法改正作業の中において、DV被害者の安全の確保や自立のための支援の強化等の必要性が指摘されたことから、一時保護委託先においてもそれらが適切に行われるよう、平成20年度より一時保護委託費の単価を引き上げることとしている。（別冊資料3）

イ 婦人保護施設における退所支援の充実

平成3年度より実施している「婦人保護施設退所者自立生活援助事業」については、対象者数にかかわらず一律に補助を行う補助方式としていたところであるが、平成20年度より、10人を超える対象者1人あたりの基準額(約13万円)を新たに設定し、対象者数に応じた補助方式に改めるとともに、支援が必要なDV被害者等一人一人のニーズに配慮したきめ細かな支援が可能となるよう、訪問による支援を原則とすることとしている。(別冊資料4及び追加資料「婦人保護施設退所者自立生活援助事業の実施について」の一部改正について)

また、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者への相談や保護等にあたっては、施設のバリアフリー化や関係機関との連携を図るなどにより適切に対応されたい。

なお、各都道府県においては、DV被害者等の安全確保、支援の充実に向け、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等、被害者に対する万全の対応及び婦人相談所等の体制整備について一層の取組をお願いしたい。

(2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等に基づくDV被害者への支援の充実について

今回のDV法の改正及び基本方針の改訂に基づいて、支援センターの機能を有する婦人相談所においても、

- ① 保護命令の拡充による裁判所に提出する書面様式等の追加への対応、
- ② 保護命令が発令された場合の裁判所との連絡体制の整備、DV被害者への情報提供及び警察との連携によるDV被害者の安全の確保、
- ③ 一時保護委託の契約を締結している民間シェルター等との一層の連携(特に、DV被害者が婦人相談所における一時保護の要否判断を経ることなく、委託契約を締結している民間シェルター等の施設に直接来所し一時保護を求めた場合にあっては、当該委託契約施設は速やかに当該被害者の安全を確保し、婦人相談所に連絡するものとし、婦人相談所は速やかに一時保護の要否の判断、委託の適否の決定及び、当該施設にそのまま委託することを含め、委託先施設の決定を行い、被害者及び当該施設に伝えるものとすること。なお、このような場合の連絡方法や委託料に係る取扱いについては、あらかじめ委託契約に盛り込んでおくことが望ましいこと。)、

- ④ DV被害者に係る第三者行為による傷病についての保険診療受診の取扱い等、医療保険に関する見直し事項の周知、
- ⑤ その他DV被害者を適切に相談、保護、支援を行うための関係機関との連携、

等について適切な対応を求められることから、遺漏なき対応をお願いいたしましたく下記の各種通知を発出したところである。

については、各都道府県において、DV被害者の相談、保護、支援を行う婦人相談所等関係機関への周知をよろしくお願ひしたい。

(改正DV法の施行及び基本方針の改定に伴い発出された各種通知)

- ア 保護命令の通知に係る留意事項について（平成19年12月14日府共第564号・雇児福発第1214001号 内閣府男女共同参画局推進課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長連名通知）
 - イ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行等について」（平成20年1月11日府共第4号・雇児発第0111002号 内閣府男女共同参画局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）
 - ウ 「「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について」の一部改正について（平成20年1月11日雇児発第0111003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
 - エ 「配偶者からの暴力被害者の一時保護の委託について」の一部改正について（平成20年1月11日雇児福発第0111001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）
 - オ 配偶者からの暴力を受けた被扶養者の取扱い等について（平成20年2月5日保保発第0205001号他 厚生労働省保険局保険課長通知）
- ※ なお、オの保険局保険課長通知については、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課においても当該通知を各都道府県民生主管部（局）長を通じ、婦人相談所等に対して周知を図る予定である。

(3) 人身取引被害者の保護について

人身取引被害者の保護については、平成13年度から婦人相談所において適切に保護が行われてきており、平成19年12月までに212名となっている。

また、平成17年度より人身取引被害者を婦人相談所から民間シェルター等に一時保護委託する制度を実施し、平成19年12月末までに73名の一時保護委託が実施されたところである。(別冊資料5)

婦人相談所の体制については、一時保護所における心理療法担当職員の配置や外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害者の医療費(他法他制度が利用できない場合に限る)、弁護士等による法的な援助や調整を行う法的対応機能強化事業等、鋭意その整備を進めてきたところである。

各都道府県においては、これらの予算を活用していただくとともに、人身取引被害者の保護実績がない都道府県においても、国際交流協会やNPO団体等関係機関と連携した通訳者の手配や婦人相談所職員等人身取引被害者の保護に関わる者への専門研修等、積極的な体制整備をお願いする。

なお、人身取引対策行動計画において、「被害者が児童である場合は、必要に応じて児童相談所と連携して適切な支援の措置を講ずる」こととされており、婦人相談所との連携のもと、児童相談所においても適切な保護をお願いしたい(保護実績: 平成17年度5人、平成18年度1人)。

(育成環境課関係)